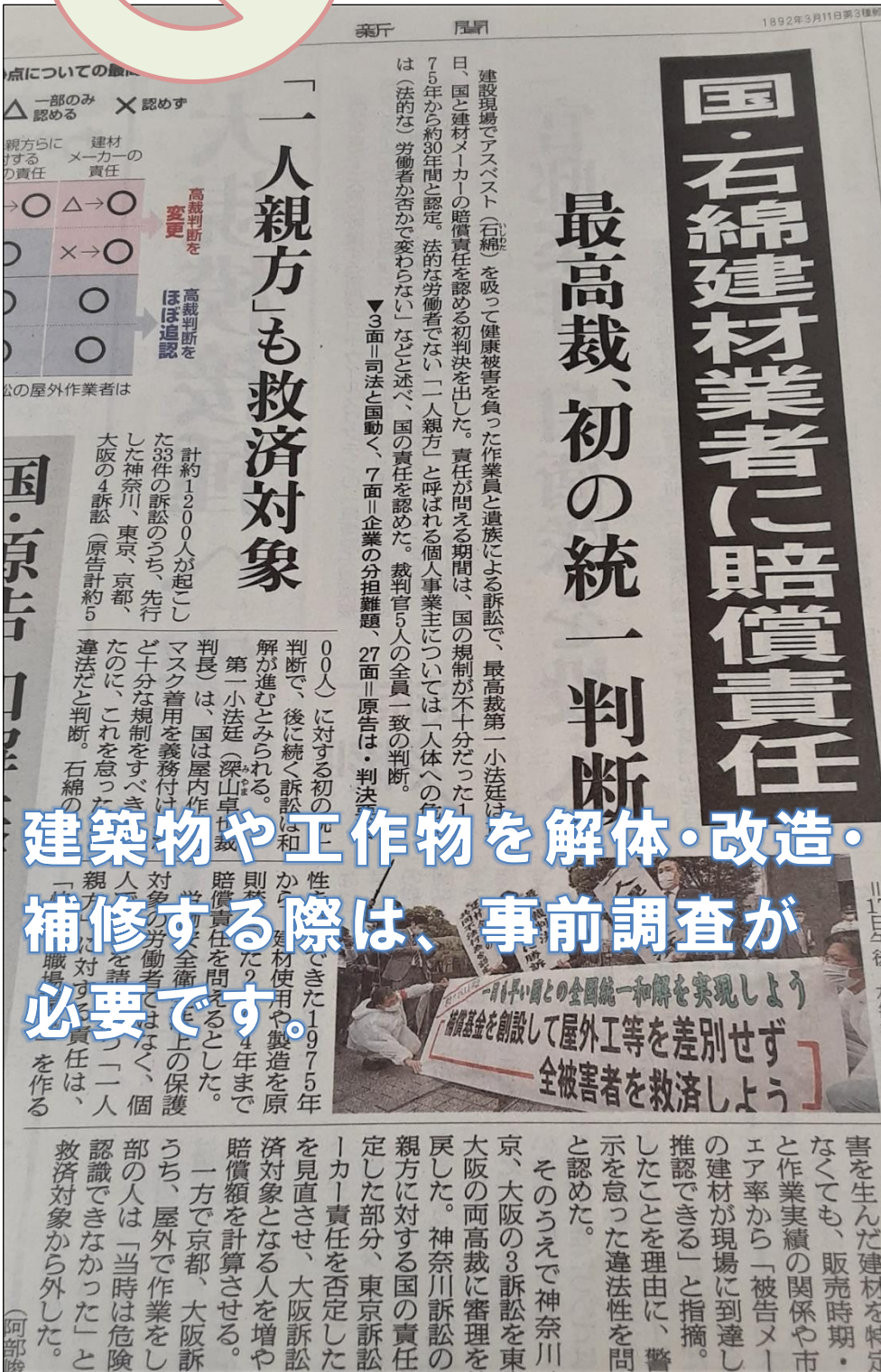


無断解体禁止

石綿は建築物や断熱、保温材等あらゆる箇所に使われています。



- ★ 飛散防止対策をしないと皆が石綿繊維を吸引することになります。
- ★ 繊維が蓄積されると30年40年後に発症する事が判明されています。
- ★ 石綿肺・中皮腫等にはワクチンはありませんので、治りません。

裏面も見てください

石綿(アスベスト)飛散防止対策を強化



規制対象建材を拡大

- ✓石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大※1します。
- ✓石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



罰則の強化・対象拡大

- ✓隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



事前調査の信頼性の確保

- ✓事前調査の方法を法定化します。
(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓「必要な知識を有する者※2」による事前調査の実施を義務付けます。
(施行:令和5年10月～)
- ✓一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※3が事前調査結果を都道府県等※4へ報告することを義務付けます。
(施行:令和4年4月～)
- ✓事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※5することを義務付けます。



作業記録の作成・保存

- ✓「必要な知識を有する者※6」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓作業記録の作成・保存※7を義務付けます。
- ✓作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。

※2建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

※3元請事業者または自主施工者

※4都道府県、大気汚染防止法の政令市など。

※5解体等工事終了後3年間保存

※6石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者

※7解体等工事終了後3年間保存

環境省 チラシより抜粋



- ★ 石綿調査(分析結果等)がない場合、産廃処理業者に引き取りを拒否されることがあります



調査から施工まで ニッシン・ジャパン株式会社 東京都大田区池上 4-3-11 〒146-0082

tel:03-3754-7622 fax:03-3754-7623 mail:steri@nissin-jpn.com hp://www.nissin-jpn.com